事業対象者及び要支援１・要支援２の認定で

訪問型サービス（ヘルパー）をご利用のみなさまへ

令和４年９月　牧之原市長寿介護課

　平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、６年目となりました。

　この度、国の方針に準じ介護職員の処遇改善に関する加算を新設します。この加算により、介護職員の処遇改善（給料や資格・スキル等の向上）が図られ、人材確保及び定着等の支援に繋がります。このようにして訪問・通所型サービス事業の継続性を保つことにより、サービスの安定的な提供を目指します。ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

※今回利用料金が改定されるサービス

**緩和型訪問サービス（ヘルパー）／生活援助のみ行うサービス**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 報酬 | 加算（新設） |
| 自立支援型訪問サービス  （生活支援／自立支援型①） | 週１回 | １回あたり  2,100円 | ・牧之原市処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ  ・牧之原市特定処遇改善加算Ⅰ～Ⅱ |
| 週２回 |
| 週３回 |
| 自立支援型訪問サービス  （生活支援／自立支援型②） | 週１回 | １回あたり  1,500円 |
| 週２回 |
| 週３回 |

利用者負担は、負担割合証に基づく割合です。

　牧之原市処遇改善加算の加算率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加算名 | 区分 | 訪問介護 |
| 牧之原市処遇改善加算 | Ⅰ | 所定の単位数の0.161加算 |
| Ⅱ | 所定の単位数の0.124加算 |
| Ⅲ | 所定の単位数の0.079加算 |
| Ⅳ | 所定の単位数の0.024加算 |
| 牧之原市特定処遇改善加算 | Ⅰ | 所定の単位数の0.063加算 |
| Ⅱ | 所定の単位数の0.042加算 |

※詳細については、サービス事業者又は担当ケアマネジャーへお問い合わせください。

**【例】**

　（Ａ）基本報酬（緩和型訪問サービス（自立支援型①／週１回程度）2,100単位／月

　（Ｂ）新設牧之原市の処遇改善加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　0.161

　（Ｃ）新設牧之原市の特定処遇改善加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　0.063

　　⇒（Ａ）2,100＋【（Ａ）2,100×（Ｂ）0.161】

　　＋【（Ａ）2,100×（Ｃ）0.063】≒2,570単位